

平成 29 年第 1 回小城市議会定例会提案理由

(平成 29 年 2 月 22 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 29 年第 1 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第 1 号 小城市行政改革推進委員会設置条例につきましては、簡素かつ効率的な質の高い市政運営の推進に関し、基本となる事項について調査、審議等を行う委員会を設置するため、小城市行政改革推進委員会設置条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、小城市行政改革推進委員会の設置に関し、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 2 号 小城市犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定める必要があるため条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、犯罪被害者等に見舞金の支給など、必要な支援を行うものでございます。

次に、議案第3号 小城市漁港管理条例につきましましては、漁港漁場整備法に基づき、住之江橋上流左岸を市営漁港に指定し、漁港施設等の管理運営を行う必要があるため条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、市が管理する漁港の維持管理に関し、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第4号 小城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことにより、小城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、小城市職員の育児休業等に関する条例、小城市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、小城市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び小城市国民健康保険病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、働きながら育児又は介護がしやすい環境整備の促進を行うものでございます。

次に、議案第5号 小城市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことにより、小城市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限を延長することのほか、消費税率10%への引上げ時(平成31年10月1日)に併せて法人市民税の法人税割について、地方交付税原資化をさらに進めるため、法人税割の税率を「100分の12.1」から「100分の8.4」に改正することや、都道府県税である自動車取得税が廃止され、新たに自動車税及び軽自動車税において、「環境性能割」が創設されることに伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第6号 小城市相原一郎教育振興基金条例の一部を改正する条例につきましては、小城市相原一郎教育振興基金の一部を処分し、活用するため、小城市相原一郎教育振興基金条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号 小城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業委員会等に関する法律が一部改正されたことにより、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、基本報酬に上乗せして「能

率に係る報酬」を支給するため改正するものでございます。

改正の内容でございますが、農地利用の最適化に向けた活動の実施により、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消の成果実績に応じて農業委員会に交付金が交付されるもので、これらの活動に従事された農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、「能率に係る報酬」を支給するものでございます。

続きまして、予算関係議案について説明申し上げます。

まず、議案第8号 平成28年度小城市一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ7,273万5千円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ223億1,573万2千円とするものでございます。

第2表 継続費補正は、「スマートインターチェンジ整備事業」及び「市営住宅建替事業」の2事業について、経費の総額及び年割額を変更し、また、「牛津小学校施設大規模改造事業」については、年割額を変更するものでございます。

第3表 繰越明許費は、「戸籍・住基事務費」から「道路橋りょう災害復旧事業」までの17事業について、それぞれの事業が年度内に完了できない見込みになって

おりますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越すものでございます。

第 4 表 地方債補正は、「多久・小城地区広域クリーンセンター整備事業」から「三日月体育館改修事業」までの 10 事業の借入限度額を変更するとともに、「農地及び農業用施設災害復旧費」を廃止するものでございます。

それでは、補正予算の主な内容について説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、**第 3 款 民生費**では、「経済対策分臨時福祉給付金支給事業」及び「子どものための保育給付等事業」などの経費を計上しております。

第 4 款 衛生費では、「佐賀県後期高齢者医療事業」などの経費を計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、「国県営土地改良対策事業費」などの経費を計上しております。

第 10 款 教育費では、「小学校施設大規模改造事業」などの経費を計上しております。

以上、歳出の主なものについて述べましたが、歳入については、財産収入、寄附金、諸収入、市債及び学校施設環境改善交付金（牛津小学校）等に伴う国庫支出金を追加し、分担金及び負担金、使用料及び手数料のほか、県支出金は各種事業に伴い減額し、財源調整として財政調整基金繰入金を減額計上しております。

次に、議案第 9 号 平成 28 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 5,535 万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 2,605 万 9 千円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許費は、小城処理区の事業費について、事業が年度内に完了できない見込みになっておりますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越すものでございます。

第 3 表 地方債補正は、公共下水道事業、農業集落排水事業並びに市営浄化槽事業の事業費確定に伴い、借入限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出については、実績に応じて事業費及び施設管理費を減額するものでございます。

歳入については、分担金及び負担金並びに下水道使用料を実績により追加し、国庫支出金、県支出金並びに市債においては、減額するものでございます。

次に、議案第 10 号 平成 28 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 4,517 万 4 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 63 億 9,041 万 7 千円とするものでございます。

補正の内容は、歳出では、一般被保険者高額療養費

及び療養給付費などの保険給付費や過年度事業の精算に伴う国庫負担金を返還するため諸支出金を追加するほか、介護納付金を減額するものでございます。

歳入については、国庫支出金、療養給付費等交付金及び県支出金を追加するものでございます。

次に、議案第 11 号 平成 28 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,467 万 3 千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 9,962 万 6 千円とするものでございます。

補正の内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

歳入については、後期高齢者医療保険料及び繰入金を減額するものでございます。

次に、議案第 12 号 平成 28 年度小城市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的収入及び支出の既定予算の総額にそれぞれ 393 万 3 千円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ 2 億 9,427 万円とするものでございます。

補正の主な内容は、収益的収入では、給水工事申請の増加に伴う手数料、加入金等の増額でございます。

次に、収益的支出では、委託料の減額、資産の確定に伴う減価償却費の増、消費税及び地方消費税の増額

などがございます。予備費の増額は、収支の調整のためのものがございます。

資本的支出の2億562万7千円の減額については、建設改良費の工事請負費等の減額562万7千円と内部留保資金の有効利用として2億円の地方債購入を予定しておりましたが、マイナス金利政策により地方債金利が低下し、定期預金による運用に変更したため、債権の購入予算2億円を減額するものがございます。

次に、議案第13号 平成28年度小城市病院事業会計補正予算（第3号）については、今回、収益的収入の既定予算に68万4千円、収益的支出の既定予算に150万1千円を追加し、予算の総額のうち収益的収入を13億50万7千円、収益的支出を12億6,229万8千円とするものがございます。

補正の主な内容は、収益的収入では医業外収益のうち他会計補助金では、保健事業に係る国保調整交付金の額の確定により補正するものがございます。

また、医業収益のその他医業収益と医業外収益の他会計負担金の補正は、一般会計からの繰入れに係る経費を決算統計の区分に合わせるため、組替えを行うものがございます。

次に、収益的支出では医業費用のうち、除却や買替え等による減価償却費379万9千円を減額し、研究研修費は循環器医師の転出に伴う外勤医の謝金など530

万円を増額するものでございます。

以上、平成 28 年度補正予算について、説明させていただきました。

次に、議案第 14 号から議案第 21 号までの各会計の平成 29 年度当初予算に関する議案 8 件について説明申し上げます。

まず、議案第 14 号 平成 29 年度小城市一般会計予算については、予算総額は、歳入歳出それぞれ 208 億 889 万 5 千円でございます。

前年度の当初予算と比較しますと、マイナス 5.2%、11 億 5,078 万 1 千円の減となっております。

第 2 表 継続費は、農業振興地域整備事業の経費の総額及び年割額を定めるものでございます。

第 3 表 債務負担行為は、「資源物収集運搬処理委託料」から「小中学校電話機器等賃借料（牛津中学校）」までの 4 件について、期間及び限度額を定めるものでございます。

第 4 表 地方債は、「多久・小城地区広域クリーンセンター整備事業」から「臨時財政対策」までの 10 件について、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を 15 億円と定

めるものでございます。

次に、歳出の主なものについて説明申し上げます。

まず、**第2款 総務費**では、「ふるさと納税推進事業」及び社会保障・税番号制度に伴う「情報セキュリティ対策強化事業」のほか、個人番号カードの交付により、コンビニエンスストアの多機能端末を使用し市民サービスの向上を図る「証明書コンビニ交付事業」などに係る経費を計上しております。

次に、**第3款 民生費**では、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図る「生活困窮者対策事業」及び「介護給付費・訓練等給付費支給事業」のほか、「子どもの医療費助成事業」、「子どものための保育給付等事業」などに係る経費を計上しております。

次に、**第4款 衛生費**では、平成32年度に稼働予定の廃棄物処理施設建設費に係る「天山地区共同環境組合事業」などの経費を計上しております。

次に、**第6款 農林水産業費**では、農業振興地域整備計画の全体計画見直しに伴う「農業振興地域整備事業」のほか、平成25年度から実施している暗渠排水工事あんきよのための「基盤整備促進事業」などの経費を計上しております。

次に、**第7款 商工費**では、小城市の観光情報などを発信するための「情報発信事業」のほか、大学誘致に伴う周辺環境整備のための「小城公園駐車場整備事

業」などの経費を計上しております。

次に、**第 8 款 土木費**では、西九州大学地域看護学部の誘致に伴う「大学誘致促進事業」のほか、「市営住宅建替事業」などの経費を計上しております。

次に、**第 9 款 消防費**では、災害発生時に住民が速やかに避難できるよう、市内の指定避難所に避難所看板を設置する「避難所看板設置事業」などの経費を計上しております。

次に、**第 10 款 教育費**では、放課後児童クラブの運営を行う「放課後児童健全育成事業」のほか、大学誘致に伴う周辺環境整備のための「藩邸石橋保存・修景整備事業」などの経費を計上しております。

次に、**第 11 款 災害復旧費**では、鉦害復旧農業施設や鉦害ポンプ排水施設の維持管理費などを計上しております。

次に、**第 12 款 公債費**では、通常の地方債の元利償還金のほか、地方債の繰上償還金を計上しております。

引き続き、歳入について説明申し上げます。

市税のうち、個人市民税については、給与所得者等の増、法人市民税については、法人税割等の増加傾向により増収を見込んでおります。

また、固定資産税については、地価の下落基調が評価に反映されていますが、新築家屋の増加及び太陽光パネル設置など償却資産の増加により、増収を見込んで

でおります。

軽自動車税については、税制改正による税率の変更により増収を見込んでおります。

その他の税は、実績等を勘案し予算を計上しております。

次に、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債は国の地方財政計画を考慮した見込額を、また、臨時財政対策債を除く市債は、それぞれ事業に伴う財源として計上するものでございます。

その他の収入は、地方財政計画やこれまでの実績等を踏まえた見込額を計上しておりますが、これだけでは財源不足が生じることから、財政調整基金に加え、公債費の繰上償還の財源として減債基金からの繰入れにより予算を調整しております。

次に、特別会計予算の議案について、説明申し上げます。

まず、議案第 15 号 平成 29 年度小城市授産場特別会計予算については、予算総額は、歳入歳出それぞれ 2,427 万 2 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、マイナス 3.6%、89 万 6 千円の減となっております。

主な内容としては、歳入は、箱製品及び段ボール売払収入の減でございます。歳出については、原材料費

の減でございます。

次に、議案第 16 号 平成 29 年度小城市簡易水道特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 811 万 4 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、マイナス 18.4%、182 万 8 千円の減となっております。

主な内容としては、4 箇所の浄水場施設により、山間部集落 6 地区 102 戸に飲料水を供給する事業運営にかかる予算となっております。また、原田地区配水施設工事の予算を計上しております。

次に、議案第 17 号 平成 29 年度小城市下水道特別会計予算については、予算総額は、歳入歳出それぞれ 23 億 1,892 万 1 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、マイナス 2.6%、6,136 万 3 千円の減となっております。

第 2 表 継続費は、三日月浄化センター設備工事について、平成 29 年度から平成 30 年度までの 2 年間の総額と年割額を定めるものでございます。

第 3 表 地方債は、公共下水道事業、農業集落排水事業、市営浄化槽事業並びに公営企業会計適用の起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

そのほか、一時借入金の借入の最高額を 6 億円と定めるものでございます。

続きまして、主な事業内容について説明申し上げます。

まず、農業集落排水事業については、織島、砥川処理区において、施設の機能強化対策事業費及び各処理区の維持管理費を計上しております。

公共下水道事業については、三日月浄化センターの増設工事費、三日月、芦刈、牛津、小城処理区の^{かんきよ}管渠工事費及び各処理区の維持管理費を計上しております。

また、下水道事業等公営企業会計移行事務のための事業費を計上しております。

次に、議案第 18 号 平成 29 年度小城市国民健康保険特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それぞれ 59 億 6,406 万 8 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、1.6%、9,633 万 9 千円の増となっております。

主な内容としては、医療諸費の増によるものでございます。歳入では、国県支出金及び共同事業交付金を増額し、療養給付費等交付金及び繰入金の減額でございます。

歳出については、保険給付費を増額し、介護納付金及び共同事業拠出金の減額でございます。

次に、議案第 19 号 平成 29 年度小城市後期高齢者医療特別会計予算ですが、予算総額は、歳入歳出それ

ぞれ 5 億 147 万 7 千円でございます。前年度の当初予算と比較しますと、マイナス 0.6%、289 万 9 千円の減となっております。

主な内容としては、後期高齢者医療保険料の算定による減でございます。歳入では、後期高齢者医療保険料の減額でございます。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

以上、特別会計予算について説明申し上げます。

次に、企業会計予算について説明申し上げます。

まず、議案第 20 号 平成 29 年度小城市水道事業会計予算ですが、小城市水道事業では、小城市民の約 40% に給水を行っており、給水普及率は 98% となっております。

平成 29 年度の業務の予定量については、給水戸数は 6,826 戸、年間総給水量は 156 万 375 立方メートル、1 日平均給水量を 4 千 275 立方メートルと予定しております。

収益的収入は、給水収益、受取利息配当金など総額 2 億 8,971 万 7 千円を計上しています。また、収益的支出は、佐賀西部広域水道企業団からの受水費、固定資産の減価償却費など総額 2 億 8,971 万 7 千円を計上

しております。

次に、資本的収入は、債権の満期償還に伴う固定資産売却代金、工事負担金など3億95万円を計上し、資本的支出については、配水管布設替え等の建設改良費、起債の償還金など8,372万7千円を計上しております。

次に、議案第21号 平成29年度小城市民病院事業会計予算について、説明申し上げます。

まず、事業予定量ですが、年間患者数を入院2万5,550人、外来4万8,800人を見込んでおり、予算額としては、収益的収入及び支出それぞれ13億832万9千円を予定しています。前年度の当初予算と比較しますと、0.7%、850万6千円の増となっております。

収入の内訳ですが、入院収益6億8,985万円、外来収益3億5,624万円などの医業収益11億6,328万5千円、預金利子や不採算地区病院の運営に要する経費などの他会計負担金などの医業外収益1億4,504万4千円を見込んでおります。

次に、支出の内訳ですが、職員給与費8億4,414万5千円や薬品等の材料費1億4,995万8千円などの医業費用12億9,417万3千円、企業債の支払利息525万6千円や消費税及び地方消費税400万円などの医業外費用1,315万6千円などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は、企業債の元金に係る一般会計負担金1,125万円、医療機器整

備のための出資金 1,233 万 9 千円など計 2,359 万円を計上しております。

次に、支出では、MRI（磁気共鳴画像診断）装置のバージョンアップのための建設改良費 2,467 万 8 千円や企業債元金に係る償還金 1,687 万 7 千円など計 4,255 万 5 千円を計上しております。

なお、資本的収入で不足する額 1,896 万 5 千円は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものです。

以上、平成 29 年度当初予算について、説明申し上げます。

次に、議案第 22 号 小城市監査委員の選任については、監査委員の堤^{つみしげと}茂人氏が平成 29 年 5 月 10 日をもって任期満了となりますので、監査委員として新たに古川^{ふるかわよしみつ}吉光氏を選任するため、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 23 号から議案第 26 号までの 4 議案は、小城市固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、固定資産評価審査委員会委員の 4 名が平成 29 年 5 月 11 日をもって任期満了となりますので、改めて選任するため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案しております松本貞則氏、古賀久美子氏、片岡俊幸氏の3名の方については、再度選任するものでございます。また、福田勝法氏については、新たに選任するものでございます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員の中牟田秀徳氏が平成29年6月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として再度推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次に、報告第1号 専決処分の報告について説明申し上げます。

内容としては、平成27年12月16日午前11時40分頃、市が所有する広域循環バスが右折のため停車していたところ、後方から相手方が追突し車両を損傷させた事件でございまして、示談の成立により、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号の規定に基づき、平成29年1月13日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をしております議案につきましては、その概要を説明申し上げましたが、ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。